

令和3年度第2回八尾市都市計画審議会

日時：令和4年2月8日（火）午前10時00分～11時00分

場所：八尾市水道局4階 大会議室

○事務局 ただ今より、令和3年度第2回八尾市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、公私とも大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、本審議会にご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

本会場につきまして、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、換気につとめております。また、皆様方には、感染予防のためマスクの着用をお願いしておりますが、万全をつくすため事務局の説明につきましても、マスク着用のままとさせていただきます。また、円滑な議事進行につきましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでははじめに、資料を確認させていただきます。まず、先日お送りしました資料が、「審議会委員名簿」、「次第」、「協議事項」、「協議事項参考資料」です。お手元にございますでしょうか。

それでは議事に入ります前に、大松市長よりご挨拶申し上げます。

○市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、またコロナ禍の状況の中におきまして本市議会にご出席をいただきまして、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の都市計画審議会は協議事項1件となっております。内容といたしまして、「八尾市立地適正化計画」の改定についてでございます。本計画は、昨年度策定しました八尾市第6次総合計画及び八尾市都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、国により令和2年9月に改定されました「立地適正化計画作成の手引き」に沿って改定作

業を進めているところでございます。本日の資料は、前回の審議会でのご意見や、パブリックコメントを踏まえたものとなっております。2040年を目標年次としております。都市のコンパクト化や適正な公共交通ネットワークの構築を図ることで、市民の生活利便性の維持・向上等の推進に努めていきたいと考えておりますので、よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　大松市長、ありがとうございました。なお、ここで市長におかれましては、公務の都合により、退席させていただきます。ありがとうございました。

それでは今回の案件につきまして、議決事項ではありませんが、協議事項といたしまして意見を求めます、「八尾市立地適正化計画の改定について」でございます。

なお、本日の出席者は「八尾市都市計画審議会条例」第6条第2項の規定にあります委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の議事進行について、会長よろしく願いいたします。

○会長　はい、おはようございます。それではこれより議事を進行させていただきます。

審議に入る前に、八尾市都市計画審議会運営規程第9条に基づき、私の方から、今回の会議録に署名いただく方を指名したいと思います。今回は、大島委員と吉川委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今回協議事項としまして「八尾市立地適正化計画の改定について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、協議事項といたしまして、八尾市立地適正化計画の改定についてご説明させていただきます。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

協議事項の説明に関しましては、前面のパワーポイントにて説明いたしますので、前面画面をご覧ください。なお、画面に示していますパワーポイントの右上には、参考までに協議事項の資料であるページを表示しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは本計画の策定につきましてご説明させていただきます。社会情勢の背景としましては、人口の急激な減少と高齢化があり、その背景を受けて課題として、誰もが安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面において持続可能な都市経営があります。そのためには医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直す必要があります。

その必要性を受けまして、国によって平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進するため、「立地適正化計画」が制度化されました。なお、本市におきましては、平成28年度に八尾市立地適正化計画を策定しております。

本計画の改定の観点は2点あります。1点目は、総合計画や都市計画マスタープランの改定を行ったことから、それらと整合を図る為。2点目は、令和2年9月に国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」が改定され、その手引きに従いまして、防災・減災対策を位置づける防災指針の作成を行いました。

本計画の改定の経緯につきまして、まず令和3年7月と9月に庁内関係部署で構成する改定検討会議を行い、11月の都市計画審議会では、報告事項としてご説明をいたしました。後ほど結果を報告いたしますが、11月から12月にかけてパブリックコメントを行い、令和4年1月には、3回目の庁内改定検討会議を行いました。

それでは本計画で定める主な内容をご説明いたします。本計画の区域は、都市計画区域全体とすることが基本となります。そして本計画区域には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定める必要があります。

日常サービス系施設とは、保育所、診療所、通所介護施設など、住民が日常的に利用する施設で、住まいの身近に配置することにより、居住誘導区域への居住の誘導に資するものでございます。また、都市機能誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市増進施設で商業施設、福祉施設など、それらを都市機能の増進に寄与するものとしております。

計画の日程でございます。本計画は、本市の最上位計画である「総合計画」や「人口ビジョン・総合戦略」「都市計画マスタープラン」を踏まえ、また関連計画と整合を図りながら、八尾市版の『コンパクト・プラス・ネットワーク』の具現化を推進する計画でございます。

表示しております図は、本市都市計画マスタープランに掲載している「都市計画の土地利用方針図」です。地域のにぎわいづくりを図る「都市機能集積ゾーン」と、商業機能の維持・充実を図る「近隣商業ゾーン」を定めており、立地適正化計画におきましてはこの2つのゾーンを都市機能誘導区域として定めております。こちらに表示しております赤色に着色した箇所が都市機能誘導区域となります。

それでは、居住誘導区域の考え方をご説明いたします。居住誘導区域に含まない区域として市街化調整区域、原則として居住誘導区域に含まない区域として・災害危険区域・急傾斜地崩危険区域・地すべり防止地域・土砂災害特別警戒区域としており、本市におきましては当該区域を居住誘導区域として設定しておりません。そして、慎重に判断を行うことが望ましい区域として工業専用地域及び工業地域。また、災害リスクの高い地域などがございます。

こちらに表示しております水色に着色した箇所が居住誘導区域となります。

最後に防災指針のご説明をさせていただきます。防災指針の目的としまして、居住誘導区域に残存するリスクに対しては、防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災に取り組むこととしており、市民の安全・安心な暮らしを守り、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりをさらに推進するとして、立地適正化計画に「防災指

針」を追加するよう、国は「立地適正化計画作成の手引き」に示しております。

具体的な防災指針でございます。本市では、行政及び防災関係の機関が連携し、「都市の防災構造の強化」、「災害防止施設の整備」、「備蓄の充実」等を計画的に図るものとして、「八尾市地域防災計画」を定めており、防災指針ではこの地域防災計画から基本的な方針を抜粋し、取りまとめました。

以上で八尾市立地適正化計画の概要の説明は終わりますが、続きまして協議事項の参考資料であります「八尾市立地適正化計画（案）に対する市民意見提出制度（パブリックコメント）結果」についてご報告いたします。八尾市立地適正化計画を改定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき案を公表し、市民意見提出制度を実施いたしました。意見募集期間としましては、令和3年11月22日から令和3年12月21日の一カ月間行いました。意見提出対象者は、市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人及び市内に事業所を有する法人その他の団体であります。

公表方法としましては、パブリックコメントの実施を市政だよりに掲載した上で、本計画（案）の冊子を市役所西館3階都市政策課、市役所本館3階情報公開室及び1階総合案内、各出張所及び図書館等、計22ヶ所で閲覧可能とするとともに、八尾市ホームページ及び電子申請システムを利用した閲覧も行いました。

パブリックコメントの結果といたしましては電子メールにより1名の方より、1件のご意見がございました。

ご意見の概要でございます。

「本市ハザードマップを拝見する限り、JR線の南側はほぼ洪水対象区域となってしまう。ハザードマップでの洪水地域に、八尾南駅、久宝寺駅、八尾駅は避けられない状況で、洪水発生を阻止または低減することにより、八尾市の主要駅の3駅は機能を失うことなく、活動出来るのではないかと思います。特に八尾南駅は大阪主要ターミナル直通大阪メトロ谷町線沿線であると考え、洪水被害は絶対に避けるべ

き案件の一つではないかと思えます。」

というご意見がございました。こちらのご意見に対しまして、市の考えを表しました。

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所が本地域における浸水ハザードマップを公表しており、想定最大規模の降雨に伴う洪水により大和川が氾濫した場合に想定される浸水深の状況を計算したものがあります。同事務所において、大和川氾濫を阻止または低減するため、治水・耐震等を目的とした防災都市の基盤づくりとして、大和川高規格堤防事業に取り組まれており、高規格堤防整備箇所図におきまして、八尾市は完成・暫定完成地区となっております。

また、本市におきましては、立地適正化計画において防災指針を定め、河川の氾濫や浸水被害から市民の生命・財産を守るため、治水対策や下水道施設の整備、地区防災計画の策定支援や的確な避難情報発令の判断・伝達・メディアとの連携等を行うことで、ハード面である「災害に強いまちづくり」及びソフト面である「災害に強いひとづくり」を基本的な方針として防災対策の充実を図っております。

本審議会の協議を終えまして本市ホームページにて公表したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。

○会長 はい、ありがとうございました。先ほどの市長のお話にもありましたし、改定の観点ということで、八尾市の総合計画とか八尾市の都市計画マスタープラン新たに策定されたそれとの整合を踏まえるという点と、国からの指針も出て大規模災害とのリスクへの対応をする時に八尾市の方で地域防災計画ですか、これとの整合性と今回防災指針を設けられたということで、全体のご説明がありました。それとパブリックコメント一点についての内容、及びそれに対する八尾市の考えについてもお話がございました。これらの全体を通じて、何かご意見等・ご質問等ございましたらよろしくよろしくお願いいたします。どうぞ。

○委員　　どうもありがとうございます。ちょっとピンポイントで気になることがあったんですけども、こちらの44ページの防災指針のところ、水害のことはすぐきちんと書いていると思うのですが、地震対策の方ですよね、2次災害のところ南海トラフのことが書いてあると思うんですけども、八尾市のいわゆる液状化のマップがあると思いますが、かなり極めて液状化の確率の高い所が多いということですね。

うたわれていることを見ると南海トラフが来た場合4,813棟が全壊するところもありますので、こちらの方も、おそらくウエイトを見ると宝永南海地震と阪神大震災だけということですので、発生率が低いということであまり強くはうたわれていないのかもしれませんが、そこらへんのところ今後の考えを教えてくださいと思います。

○会長　　はい、ありがとうございます。震災に対する基本的な考え方ですね、事務局の方よろしくお願いします。

○事務局　　今、委員の方からお話しいただきました液状化対策の件でございますが、私ども八尾市としましても、こういった南海トラフ・地震・水害等の大災害が起こった場合、かなり市内全域に被害が出るということをしっかり想定したものとして、庁内でも色々議論させていただいているというところでもあります。その中でも、災害が起こったときにどういった形で対策を取っていくのかということにつきましては、八尾市地域防災計画を定めさせていただいて、その中でどういった取り組みをしていくのか、災害の時はそれに向けてどうやってできるのかというのを議論させていただいているところでございます。

今回、液状化対策の推進につきましては、立地適正化計画の53ページのところに災害に強い基礎作りのソフト面ということにはなっておりますが、53ページ一番下に地盤液状化対策の推進というところがございます、八尾市国土強靱化地域計画の中で、現在は市内液状化マップを八尾防災マップとして掲載するという取り組みをま

ず一つの取り組みとしてさせていただいているところがございますが、先ほど委員からお話がありましたように、実際にはどこまでハードで防げるのかというところがございますが、八尾市としてはこういった防災指針を定めさせていただいて、こちらに住まわれる方がどういった行動を起こしていくのかというのをしっかりここに示させていただいた中で、場合によってはソフト面ということで逃げるという対策も必要ということをおたわせていただきながら、しっかり防災についての取り組みを進めていくという必要があるという認識でございます。

今回これについては立地適正化計画の目的の中で防災指針を目的と示して、こういった地域に住まわれる方については、すぐ対策が取れるかどうかというところにはなっていますが、取り組みを続けた中でそういった地域の方に認識を持っていただくような対策を取っていきたいというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○会長　　よろしいでございますか。他にご意見・ご質問ございましたらどうぞ。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○委員　　すみません。39ページで文章がある下から3行目なんですけど、「災害のリスクが高い地域を居住誘導区域に定める場合は本計画において防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災減災対策に取り組むこととしています」とあるのですが、これらをもうちょっと詳細に教えていただけたらなと思うんです。災害リスクが高い地域を居住誘導区域に定めるということは、具体的に言ったらこのイエローゾーンのことかなというふうに思うんですけど、そのへんをお願いします。

○会長　　はい、少し具体的にご説明をお願いします。

○事務局　　今39ページの災害の部分についての、居住誘導区域に定める場合の防災指針を定めることについての質問をいただいたのかなと思っております。今回こちら39ページの所でレッドゾーンと示させていただいている所については区域から外しております、区域から外しているというのは居住誘導区域からは、これについ

ては区域ではないということで取り組ませていただいているところでございますが、今委員からのお話がありましたように、イエローゾーン、そういった警戒が必要な区域という所につきましては、八尾市内につきましても特に46ページ、47ページの所では浸水区域等で定められているものということで、私ども認識はさせていただいております。

その中で国の方からも、当然こういう所については住まないような対策、そういったところについてはいわゆるそこから引っ越すための助成金を出していただいている所についてはそういった区域から外していくというところで、国からの方針もいただいているところではございますが、今お話しいただいているイエローゾーンについては、市としてハード面、いわゆる浸水区域につきましてはこういった河川の整備、貯留を行っていく、また下水の整備をしていくというところでのハード面、ソフト面であればケアしていただくための対策を地域の住民の方と話して、地域と連携した対策を取っていくという両面で取り組みをこちら防災指針の中で記載させていただいているところでございます。

当然八尾市内では、かなり今心配していただくような全く何も災害が起こらない場所というのではないというところではございますが、やっぱりそういった災害が今後何年に一度というのが毎年続くということでも懸念されているところでございますので、しっかりそういったところをどういった形で市として対策を取っていくのかというのを定めたものが防災指針という認識でございます。

定めたから何もしないのではなくて、これをしっかり取り組んでいくということをして市内でも、特に危機管理部局と連携を高めながらしっかり対策を取っていくという認識でございますので、そういったところをまず国の立地適正化計画の中にそういったことをしっかり組みこまさいとのいうところが改めて示されたところですので、市としてもこういったところをしっかりと今回の立地適正化計画の改定の中で示して、今後2040年を目指して取り組んでいくということで定めているものでございます。

ちょっと話は長くなりましたが、そういういったところの取り組みをこういった形で示しているということをご理解いただけたらなと思っております。以上でございます。

○会長 はい、いかがですか。はい、どうぞ。

○委員 今回、協議の参考資料として挙げていただいた中でも、市民の方からの意見もあったと思うんですね。やっぱり浸水の問題・洪水の問題というのは関心が高いのかなと思ったんですけど、特に大和川の問題というのは本当に身近だから、ハードとかソフト面でもこういうふうに対応していこうとしているというのはおっしゃられたのですが、意見として現状として指摘というか申し上げたいのは、ハードで防ぐ、ソフトで逃げるというのがあってもやっぱり資産というのがありますよね。実際家がある、住まいがあると。それについては防げなかった時、逃げてもじゃあ資産はどうなるのかと。この計画の範囲内ではないかもしれないんですけど、でも現状としてそういうことがあるのというのは、今後の課題として受け止めていく必要があるんじゃないかなというのは意見として申し上げたいと思います。

もう一点なんですけど、27ページで目指す都市の姿ということで土地の利用の区分と方針ということであるんですけど、そこで今本当に私の関心のある中身でちょっと申し訳ないのですが、下の方で色んな都市計画のマスタープランでも自然と緑のゾーンということで緑色に塗ってある所があるんですけど、今後この立地適正化計画ですよね。居住とか商業施設、都市機能とかいう中で、私はやっぱり気候危機の問題を考えていった場合、脱炭素、どれだけ地球温暖化を防いでいくかというのは喫緊の課題になっているので、そういう点で言えばこの居住や都市機能の中に緑の割合というのがどのように入っていくかというのはマスタープランでやっていくべきものだと思いますけど、こういう計画の中でも今後反映をされていくべきじゃないかなと思いましたが、意見として述べさせていただきたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。2点のご意見で、もし補足とか説明があったら事務局に求めますけれども、1点目は実態として個人資産の問題が防災に関し

であるということと、2点目は緑の割合というのですか、実際に緑の基本計画とか多分八尾市さんでも作っておられると思うんですけどそれを含めて何かコメントございましたら事務局の方からどうぞ。

○事務局　ご意見ありがとうございます。まず1点目の資産でございます。資産につきましては、先ほどパワーポイントの方でも庁内議論の中でも、個人資産をしっかりと守っていくという考え方は意見としても頂いていますし、庁内でもそこが今回立地適正化計画の一番課題になるところという認識も持っております。ただ、今回計画の中ではしっかり人と住まいをどういうふうに誘導していくのか、都市機能をどういうふうに誘導していくのかという議論でございますので、そういった課題もあるという認識のもと、今回の資産について庁内でも議論しておりますのでこの計画だけが資産を担っているわけではございませんので、他の計画と合わせてどういった全庁的に取り組みをしていくのかはしっかり庁内でも議論させていただきたいと思っているので、この件についてはよろしく願いいたします。

また、2点目の自然緑ゾーンの緑化について考えていくのかというご意見でございますが、先ほど委員からもお話しましたように、ゼロカーボンということで全庁を挙げて市でも取り組みをさせていただいております。

また緑化というところについては、4ページの所で今回八尾市都市計画マスタープランと八尾市立地適正化計画は、しっかり連携を図っていると。また、関連計画の中に今回は入れていませんが、緑の基本計画というのもこの関連計画の中に入っていると、私ども入っているという認識でございますので、そこをしっかり整合を図っていく、そういった中で緑化についても市街化が進むにつれて完全に緑化をしていかないのではなくて、緑化条例とかを設けまして開発協議の中で、市として面積の何パーセントを緑化にしてくださいというような開発協議の中での指導もございますし、また、公園とか農地を守っていくというところで緑化を推進していくという考えのもと、そういった対策についても他の計画との関連もございしますが、整合を図りながら今回立

地適正化計画も作っていますので、そういったところでしっかり市内でも協議をさせていただいているところがございますので、よろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。委員、よろしいでございますか。そのほか色々なテーマが多分この中には含まれていると思うんですけども、ご質問とかご意見ございましたらどうぞ。

○委員 はい、よろしく願いをいたします。38ページに記載をしていただいております居住誘導区域の設定のところでの市の考え方といたしまして、私自身本市の東部地域に生活をしております。そういった状況の中で東部地域にも市街化調整区域がございまして、その市街化調整区域については居住誘導区域には含まないというところで示されているわけなんですけど、38ページにも記載されているように、今後こういった地域においても、市街化が形成されているという所もある中で住環境の維持に努めてまいりますというようなことが書かれております。

ここの部分について市の考え方、市街化調整区域の現状ということも含めた中で、こういった形で今後支援をしていくのかというところを具体的に頂戴したいですし、先ほど大和川の部分の中の本市における災害の課題のことも出ました。当然この山手地域におきましては、土砂災害という災害を想定した中での市の支援ということも考えられます。市街化調整区域における居住誘導区域のエリアではないということと、レッドゾーン・イエローゾーンにおける市の支援、お住まいをいただいている方々への支援であったり、今後、市の山手地域における対策であったり、そういう方向性も含めてもう少し詳しくご説明いただければと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。居住誘導区域に含まない、市街化調整区域の今後の考え方というか取り扱いというか、それとレッドゾーン・イエローゾーンの支援と今後の対策を具体的にご説明をということですので、よろしく願いいたします。

○事務局 今委員からご確認いただきました点について、お答えさせていただきます

ます。まず1点目が38ページに記載の市街化調整区域に対しての確認ということでございましたが、都市計画上では、市街化調整区域については市街化を抑制する区域ということで、先ほど委員からもお話があった通りでございます。そのあたりも含めまして、八尾市としましては38ページの所で市街化調整区域について一旦は居住誘導区域から外すということで計画としては当然そういった説明にはなるんですが、八尾市におきましては市街化調整区域にもかなりの人がお住まいになっておられます。

そういったところについてもこの38ページで記載をさせていただいております。市街化調整区域にも農地や豊かな自然環境があるということと、また現在貴重な歴史資産の保全も必要だということの認識も持ちながら、住まれている方の住環境をこのまま何もせず今後制御していかないのかということに対しては、引き続き住環境の維持に努めるということでございますので、維持するという事は住まれる方の環境を守るための制御も必要だということ、一旦こういう形で市の考えを示させていただいているところでございます。

ただ今後この計画の中で、人が誘導していきたい区域に、そういった開発協議とかがあれば、こういったところでもしかしたら直接住民の方に説明する形になるのか、実際には家を建てられる業者さんとかに説明する形になるのか、市としては来られる方にしっかりとこういう計画があるということをお示ししながら、住まれる方にそういったところでこういった市の取り組みがあるというのを伝えていくのが必要かなというふうに思っております。

また災害についても今回防災指針等を定めまして、こういった所にこういった災害のリスクがあるという所を示しておりますが、実際にはなかなか引っ越しできずに色々な引っ越し費用、また建て替え費用がかかるということで、困られている方もおられる状況であるという認識もありまして、そういったところの対策については土砂災害対策として住居の移転、また補強していくということに対して国からの補助金が出るということも、これまでも市の方で住まわれている方に対してアンケート調査等

を今後していきながら、そういったことでなかなかそういった危険な区域と指定されている場所から移転できないかというのをしっかりお話を聞きながら、そういったできる補助金とかは市の方で出していけるところはしっかり出していくということを説明しながら、居住誘導区域の安全な場所に引っ越しするというのも一つの対策ですし、そのままどうしても住み続けるのであればこういった対策もあるよということを説明しながら区域についても取り組みをしていくということでございますので、決して八尾市が、区域を定めて何もしないということではないということだけこの場をお借りしまして説明させていただきたいと思っておりますので、委員さんからの説明に全て答えられているかどうか分かりませんが、そういった形でご回答させていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。そのほか、どうぞ。

○委員 58ページですけど目標値の設定で、町会加入世帯率、令和2年が世帯率61.7パーセント、数値目標が60.3パーセントで減っているんですけど、我々の不動産業界いつも町会入るように進めているんですけど、減るということはどういうことですか。ちょっと意味が分からないんですけど。

○会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局 今、委員からお話いただいたこの町会加入率の数字でございますが、今委員からお話ありましたように建物、住宅を建てた時に、こういう形で町会加入促進をいただいているところでご協力等いただいているという認識はしっかり私たちも持っております。

ただ一方では、住まわれている時は当然入っていたけども、その方の生活環境の変化等でなかなかそういった町会に参加できないという方もおられたのかなというところで、少し目標値、実績値から下がっているというところもあたりはするんですが、今回お話いただいている目標値の設定については、一旦令和6年度を60.5としながら実際には実績値として61.7という示し方をしていますが、確かに下がってい

くということではなくて、しっかり市としても働きかけを進めながら取り組んでいく必要があるというところがございます。数字の現状として目標値設定を示させていただいているところですが、またこういったご意見があったということで庁内の検討会議にもしっかり周知しながら今後取り組んでいきたい、数値を上げていきたいということでご理解いただけたらなと思っております。

○会長　　よろしいですか。そのほか、ご意見・ご質問ございますでしょうか。はい、よろしく願いいたします。

○委員　　すごく素朴な疑問なんですけれども、48ページの避難路と避難場所の地図が示されているんですが、今回結構浸水のことなどについてもかなりお話があったと思うんですけれども、JRから以南の所に結構避難場所があったり、避難施設があるんですけど、近年のニュースなどで見る水害などでは、避難場所ではなかなか被災される方が多くなれるということもありますので、こうしたところの災害によって避難する場所が変わってくるのかなという認識もあり、このあたりはどういうふうな制御をされるのかなと思ったので、お話をお聞きしたいです。

○会長　　はい、事務局どうぞ。

○事務局　　ありがとうございます。今委員の方からお話があった48ページの、避難路と一時避難地の件ということでございます。避難路につきましては、八尾市の他にも主要な大阪府の府道とか、国の国道とかそういった所を位置づけして災害時に道の確保をしっかりとしておくということで避難路として載せているところであります。

また災害時の避難地ということでございますが、災害にも色々な種類があるという認識でございまして、八尾市の方は津波の被害がないという認識でこういった計画も定めているところでございますが、高齢者の方とかがおられた時に、すぐに高い所に避難ができるということであれば市内全域にそういった避難地が必要という認識もありますし、今後大雨が降って、先ほどからもいただいているように大和川の関係でど

うしてもその場所がかなりの浸水区域になれば、できる限り北の方に避難していただくという対策も必要かなと考えておりまして、そのあたりについては危機管理部局の対策にもなるんですが、地域に地区防災計画というのを各地域に回らせていただいて、どういった避難が一番地域の現状に合っているのか、地域で起こる災害が違う可能性もありますので、そのへんも地域としっかりお話ししながらそういった避難計画を定めていく必要があるということで取り組みさせていただいていますので、そういったところをしっかりと取り組むことが避難地の場所と次の計画にもかかってくるという認識でございますので、そういう取り組みをしているということでよろしく願いいたします。

○会長　　はい、ありがとうございます。よろしいでございますか。そのほか、ご質問・ご意見ございましたらどうぞ。

○委員　　この計画につきまして位置づけにあるように、高齢化とか人口減少、40年には今現在より4万ぐらい八尾市の人口が減るという計画になっていますから、それに対応することで居住誘導区域とか都市整備、都市機能誘導地区とかをうって、できるだけ公式的に財政運用とか行政運用していこうということで、この区域を設定されたと思うんですね。その対応の中でこれから八尾市さんとして色んな計画と調整もって、色々な事業を進められるということでよろしいでしょうか。

○川田会長　　はい、事務局どうぞ。

○事務局　　本市といたしましても、立地適正化計画におきまして、しっかり計画を進めていく中で、具体的な施策ということで立地適正化計画を載せておりまして、主要駅周辺における地域の顔づくりに繋がる、都市機能の立地誘導ということで、駅前についてしっかり整備していこうということでありました。

また公共施設の統合管理の推進など、若い世代のニーズを対象とした住まいづくり、そういういった様々な施策を打ち出しながら、都市の密度を上げていこうという施策に取り組んでおります。

○会長　　はい、委員よろしいですか。そのほか、ご質問・ご意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。ほかにごいませんでしょうか。

ほかにご意見ございませんようですので、本件はこれで終了といたしまして、以上で令和3年度第2回八尾市都市計画審議会を閉会させていただきます。どうもご協力いただき、ありがとうございました。

○事務局　　会長。どうもありがとうございました。

本年度の都市計画審議会については、今回をもって全て終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中、最後までご協力いただき、まことにありがとうございました。